

魏晋南北朝および隋代の行政村と自然村

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学人文科学研究所 公開日: 2009-04-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀, 敏一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/4037

魏晋南北朝および隋代の行政村と自然村

堀 敏 -

Administrative Village System and Natural Village under the Weijnnanbeichao and Sui Dynasty

Toshikazu HORI

The present writer wrote previously an article on the Cun 村, villages under the Weijnnanbeichao period, where only so-called natural villages made among the people were mentioned. This time the writer deals with the administrative villages made by governments from outside, and with their relations to natural villages.

In particular the writer wants to say that under the Three Head System 三長制 of the Northern Dynasties governments adopted the upper-class farmers of natural vilages as the head, and cut off their conections with powerfull landlords. The writer also refers to the temporary services of natural villages, what came to be the recedent of the relations between Cun, natural vilages and Li 里, administrative vilages under the Tang Dynasty.

The writer argues lastly on the village system of the Sui Dynasty, paticularly on the role of the Head of Xiang 鄉正 and criticizes the former theory.

《個人研究》

魏晉南北朝および隋代の行政村と自然村

堀 敏 一

はしがき

中国初期の「里」とよばれる集落は、周代から漢代まで続いたのであるが、春秋時代以降民衆の都市への集住にともなって、多く城郭都市の内部に造られるようになった。それは都市の建設とともに造られるという点で、人為的な性格をもつものであるが、そこに民衆の日常的な生活があり、共同体的な連帯と規制が存するという点で、研究史上の用語を用いれば、自然村であるといってもよいかと思う。もっともそれは人為的に造られた面からいって、都市を建設し支配する君主の権力と無関係ではないのであって、事実秦・漢以降の史料で明らかになるのは、国家がこの里をそのまま行政組織の末端におき、行政機関を設けたことであって、そこでは自然村と行政村とが一体となっていたという特徴が指摘できるのである。

それにたいして三国時代以後に出現した「村」とよばれる集落は、民間に自発的につくられた集落であって、国家の支配とは直接関係をもたなかった点で、純粹に自然村とよぶことができるであろう。私はさきにこの「村」について、「魏晉南北朝時代の村をめぐる」（唐代史研究会編『中国の都市と農村』所収、汲古書院刊、1992）と題する一文を草したのであるが、それが国家と関係をもたなかった点については、「村」が豪族支配の場であったこと、と同時にその豪族が一般民衆を含んだ共同体の一員であって、その共同体を超越して、中央国家に対立する地域権力を形成する力をもたなかったことを指摘した。

そのために魏晉南北朝時代には、国家は民衆を支配するために、上記の「村」とはまったく別個に、行政的村落を組織しなければならなかった。そのような行政村の組織や、その自然村との関係等については、上記の論文では紙数の関係もあって、まったくふれることができない旨を記したのである。行政村と自然村との分離は、魏晉南北朝のみならず、次の隋・唐代にも続く特徴なのであるが、ただ唐代では前代とちがって、自然村たる「村」にも国家の任命する人員をおき、行政村を補完する役割を果たさせた。本稿は前稿との関連や紙数の関係で、魏晉南北朝から隋代におよぶ行政村落の変遷をたどり、その歴史的役割や自然村との関係等について叙述することにし、唐代の村落制については他日を期することにした。

Ⅰ 魏晉南北朝時代の行政村と自然村

1) 晋・南朝の行政村と自然村

魏晉南北朝の最初の行政村の記録は、晋書²⁴職官志の次の文である。

県五百以上皆置郷、三千以上置二郷、五千以上置三郷、万以上置四郷。郷置耆夫一人。郷

戸不滿千以下、置治書史一人、千以上置史・佐各一人、正一人、五千五百以上、置史一人、佐二人。

県率百戸置里吏一人、其土広人稀、聴隨宜置里吏、限不得減五十戸。戸千以上、置校官掾一人。

ここでは行政村の名称を郷・里とし、漢代と同じ名称を使っているが、漢代以来の集落をひきついでているわけではない。とくに郷は漢代では十里一郷、十亭一郷等とされ、制度上（制度と現実とは同じでないようだが）は一定戸数から成るように考えられていた。しかしここでは明らかに戸数が一定していない。500戸以上1郷、3000戸以上2郷、5000戸以上3郷、10000戸以上4郷という規定では、戸数と郷数との間に一定の比率がない。郷の役人にしても、郷ごとに番夫をおくというほか、その下に治書史・史・佐・正等をおくというのは漢代と違っている。その置き方も、1000戸以下、1000戸以上、5500戸以上という分け方は、上の戸数と郷数との関係とまた違う。

里についても、「おおむね百戸ごとに里吏一人を置く」という規定は、漢代や後世のような「百戸を里と為す」という規定と違う。現実の集落（村）は人口がいろいろであるから、50戸から100戸前後の場合に里吏1人、200戸前後の場合に里吏2人というように役人をおけばよいのであって、これは現実の集落をそのまま統治できるように考えられた規定のように思われる。これだと自然村がそのまま統治の基礎になりうるわけで、晋制はそのことを考えて作られたように思われるのである⁴⁰。

宋書⁴⁰百官志には、漢制をついで県の下に郷・亭・里・什・伍を設け、郷佐・三老・有秩・番夫・游徼・亭長・里魁・什長・伍長を置くように記されているが、これは統漢書百官志の記載を踏襲したもので、このうち里魁・什長・伍長はすでに漢代に存在しなかった。晋代以来郷・里と称する行政村が作られ、警備・宿泊施設としての亭がなお存続していたので、このような伝えを引用したのであろう。しかしこの時代の里の役人は、漢代とちがって、晋制をついで里吏と称した。宋書⁴¹羊玄保伝に、

先是劉式之為宣城、立吏民亡叛制、一人不禽、符伍・里吏、送州作部。

とある。里吏は梁・陳では、里司と称したようである。梁書⁴²太祖五王、安成康王秀伝に、

〔天監〕六年、出為使持節都督江州諸軍事平南將軍江州刺史、……及至州、聞前刺史取徵士陶潛曾孫為里司。秀歎曰、陶潛之德、豈可不及後世。即日辟為西曹。

とあり、南史⁴³陳本紀上に、

陳高祖武皇帝、諱霸先、字興國、小字法生、吳興長城下若里人。姓陳氏。……初仕郷為里司。

とある。前の晋制では郷・里の役人は県に属したようにみえるが、梁制と思われる陳霸先の場合、里司は郷の役人であったように思われる。

なお晋制に1000戸以上に校官掾をおいたというが、これはすでに三国志⁴⁴魏書武帝紀、建安八年（203）七月の令に、

魏晉南北朝および隋代の行政村と自然村

県満五百戸置校官、選其郷之俊造而教学之、庶幾先生之道不廢、而有以益于天下。
とあり、学官であると思われる。この官も里吏と同様、魏・晋ともに県の戸数に応じておかれるとされている。

以上のように晋の規定では、里吏にしても校官掾にしても、一定の戸数ごとにおかれ、一見自然村を基礎に統治できるかと思われるのであるが、ところが実際には里吏の管轄範囲を明確に限って、それを里とよび、自然村とは別個の個有名詞を付している場合が多かったようである。郷もまた同様であって、これらが自然集落とは別の行政組織として機能した。例えば南朝諸王朝の創始者のごとき重要人物の場合には、その出身地が伝えられているが、その場合には行政系統の名称が用いられた。宋朝の創始者劉裕は、宋書₁武帝紀に、

高祖武皇帝、諱裕、字德輿、小名寄奴、彭城県綏輿里人。……旭孫生混、始過江、居晋陵郡丹徒県之京口里。

とあり、齊王朝の創始者蕭道成は、南齊書₁高帝紀によると、その高祖父の蕭整が、

過江居晋陵武進県之東城里。

とされ、梁朝の創始者蕭衍は、梁書₁武帝紀に、

高祖武皇帝、諱衍、字叔達、小字練兒、南蘭陵中都里人、……高祖以宋孝武大明八年甲辰歲生于秣陵県同夏里三橋宅。

と言われる。陳朝の祖陳霸先の出身地は上に引いたとおりである。

もっとも宋書の撰者沈約の祖先の場合には、宋書自序に、

史臣七世祖延、始居県東郷之博陸里余烏邨。王父從官京師、義熙十一年、高祖賜館于建康都亭里之運巷。

とあるように、里と邨（村）とが併称されている。延が実際に住んでいたのは余烏村であるが、官制の行政系統でいえば博陸里なのであろう。この場合かならずしも博陸里のなかに余烏村があるとはかぎらない。里と村とどちらが大きいかわからないが、行政系統の里をさきに挙げたのであろう。

ある人物が孝行等の徳行によって名を挙げた場合、しばしば居住する集落の閭門に表彰されることがあり、同時に集落の名を変えることも行なわれた。宋書₉₁孝義伝の郭世道の場合、

元嘉四年、遣大使巡行天下。散騎常侍袁愉表其淳行、太祖嘉之、敕郡勝表閭門、蠲其税調、改所居独楓里為孝行焉（里の誤）。

といい、潘綜の場合、

元嘉四年、有司奏改其里為純孝里、蠲田布三世。

とある。以下は隋書₇₂孝義伝に載る北方の例であるが、後述するように、隋では開皇二年（582）25家を里とし、同九年100家を里とするように改めた。これらはともに行政村であるが、ここでも陸彦師の場合、

旌表其閭、号其所住為孝終里。

といい、紐回の場合、

号其所居為累德里。

という。いずれも行政村の里名を改めているのは、政府の側から表彰されるからであろう。ただ李德饒の場合は、

納言楊達巡省河北、詣其廬弔慰之。因改所居村名孝敬村、里為和順里。

とあり、里と村との両方の名を改めている。中央の官人が直接現地に臨んだからであろうか。ともかく村名だけを変えた例は見当たらない⁹⁾。

すでに指摘したように、里と村とが併称される場合、その範囲が一致するとはかぎらない。南史⁵⁵ 羅研伝に、

蜀中積弊、実非一朝、百家為村、不過数家有食。

といい、隋書⁷³ 循吏、公孫景茂伝に、

由是人行義讓、有無均通、男子相助耕耘、婦人相從紡績、大村或数百戸、皆如一家之勞。とあるように、村は百家前後から数百戸位までがふつうであったろうが、法苑珠林¹⁰ 晋会稽周璫伝に、

璫家在坂怡村。……村中十余家、咸皆奉仏。

とあり、続高僧伝²⁴ 积明贍伝に、

积明贍、姓杜氏、恒州石邑人。少有異操、所住龍貴村二千余家、同共高之、伝于口実。とあるように、十余家という小さなものから、二千余家という大規模なものまであった。

ただし陶淵明が一時住んだ南村は南里とも称せられている。「与殷晋安別」という詩に、

去歳家南里、 薄作少時鄰。

とあり、のちに作った「移民」の詩に、

昔欲居南村、 非為卜其宅

聞多素心人、 楽与数晨夕。

と詠う。この南村の場所は尋陽郡の負郭説が定説だというのが、上田武氏は柴桑県南郊に位置していたという⁹⁾。南村が生活の臭いのする自然村であったことはまちがいない、南里と称するのも詩句の上の語であるから、行政村の正式の名であるとは断定できない。南史⁷⁵ 隱逸、陶潜伝には、

江州刺史王弘欲識之、不能致也。潜嘗往廬山、弘令潜故廬通之齋酒、具於半道栗里要之。

潜有脚疾、使一門生二兒挈籃輿。及至、欣然便共飲酌。俄頃弘至、亦無忤也。

というエピソードがある。ここにみえる栗里が太平寰宇記のなかで栗里原とよばれて、陶淵明の故居と伝えられるようになるのであるが、この栗里の性格もはっきりしない。

ただ魏晋南北朝時代に里と称されるもののなかには、漢代以前から続いていると思われるものもある。水経注⁸ 濟水条に、

濟水又北逕平陰城西。……河道所由名防門、去平陰三里。……今防門北有光里。齊人言広、音与光同。即春秋所謂守之広里者也。

とあるのは、春秋時代の広里が光里の名で残っているというのである。これはおおむね百戸

魏晉南北朝および隋代の行政村と自然村

を基準におかれた里とは別の歴史的名辞であろう。また都市の内部を里に分かつ制度はこの時代にも存続した。北方のことであるが、魏書⁹⁸甄琛伝の琛の上表に、

世祖太武皇帝親自發憤、広置主司・里宰、皆以下代令長及五等散男有経略者、乃得為之。とあるのは、北魏前期の国都平城について述べたもので、ここに里宰とあるのは、都市内の坊里を管轄したものであろう。

なお魏晉南北朝時代には亭とよぶ集落も少なからず存在した。亭は漢代に警察機能と宿泊設備を兼ねていたものであるが、その機能は晋代頃までで消滅し、その後は行政と直接関係のない集落として存続した。水経注にはそのような亭が多数みえるが、そのなかでも王羲之の「蘭亭序」で有名な蘭亭は、同書⁹⁹漸江水条に、

浙江又東与蘭溪合。湖南有天柱山、湖口有亭、号曰蘭亭、亦曰蘭上里。太守王羲之・謝安兄弟、数往造焉。太守王廙之移亭在水中。晋司空何無忌之臨郡也、起於山椒、極高尽眺矣。亭宇雖壞、基陞尚存。

とある。末尾の文が示すように、蘭亭には元来建物があったのであるが、ここにはまた集落があり、おそらく行政上では蘭上里と称されたのであろう。

2) 北朝行政村の歴史的意義

晋書職官志の郷・里の制度が東晋・南朝にうけつがれたことは、上に引いた諸史料に示されているが、北方では五胡十六国を経て北魏が統一すると、やがて晋制とは別個の行政村組織が作られた。それが有名な三長制で、太和十年（486）に施行されるのであるが、この制度の由来は、魏書⁵³李冲伝と同書¹¹⁰食貨志に載っている。

旧無三長、惟立宗主督護、所以民多隱冒、五十・三十家方為一戸。冲以三正治民、所由来遠、於是創三長之制而上之。（李冲伝）

魏初不立三長、故民多蔭附。蔭附者皆無官役、豪強徵斂、倍於公賦。十年、給事中李冲上言、宜準古、五家立一隣長、五隣立一里長、五里立一党長。長取郷人強謹者。隣長復一夫、里長二、党長三。所復復征戍、余若民。三載亡愆則陟用、陟之一等。（食貨志）

この両文は、三長制設置以前の状況について同じことを述べている。宗主というのは宗族の首長をいみし、宗族結合を中核にその他の郷党の民衆をひきいる豪族集団の指導者を指す。これらは五胡十六国時代の乱世時には、村塙・塙壁を造って地方秩序の維持者となっていたのであるが、北魏前期にはそれら集団の指導者を、そのまま行政機構の末端において統治しようとした。具体的には、それらの指導者すなわち豪族を刺史・郡守等に任じて治めようとしたのである。その結果は豪族らの勢力を頼んで、国家に税役を納めないものなどが出て、支配の貫徹が妨げられたので、孝文帝時代にいたって中央権力が強化されると、李冲の提案によって三長制を施き、国家の人民にたいする支配を貫徹しようとしたのである。

三長制はそれまで豪族勢力の下にあって、国家が直接把握できなかった小農民を、国家が掌握しなおすことによって、5家を隣、5隣（すなわち25家）を里、5里（すなわち125家）

を党に組織し、党・里・隣にそれぞれ長をおく制度で、まったく人為的に一定戸数を積み重ねて作る行政村である。このような三長制が作られなければならなかった上述の経緯をみると、行政村落と豪族主導の宗主集団すなわち村塙集団との対立は明確であり、前者は後者を排することによって順調に施行されるという関係にあった。このような中央と地方との対立が、すでに漢末三国時代にみえる具体的な例を前稿で挙げたのであるが、ここでは自然村と行政村が対立しなければならなかった事情が直接示されている。この時代に村が現われる画期的な意義はもとより重視されなければならないが、国家の支配体制の確立はその村の上になされるのではなく、村と対立してなされたわけである。

もともと北史⁹²常景伝に、

今之三長、皆是豪門多丁為之。

とあるように、国家が上から設けた三長制といえども、三長には在地の有力者が任命されていた。ただしこの「豪門」は、さきの宗主によって代表されるような大豪族ではなく、船越泰次氏のいわれるように⁹³、より民衆に密着した「中間的農民層」であり、前稿に引いた田疇・庚袞伝にみられる邑里の父老層にあたるものとみるべきであろう。田疇や庚袞の集団はまさに宗主集団ともいふべきものであって、その内部に複数の邑里、すなわち自然村を含んで成り立っていたのであり、それら自然村の指導層の支持の上に田疇らの支配が可能であったものとみられる。そうすると、三長制は制度としては自然村とは別個に作られたものであるけれども、当然自然村の存在する上に施行されたのであるから、自然村の上層農民を三長に採用して、上記の食貨志が示すように、これに免役の特権や昇進の機会を与えることによって体制側に取りこみ、それまでその上においていた豪族勢力を分断するという役割を果たしたものと考えられる。ここに三長が豪門多丁で占められる積極的な意義があったと思う。

三長制の意義は北朝を通じて変わらないが、その名称や戸数は北朝各王朝で変化した。そのような制度的な変遷について付言しておきたい。魏書⁹⁴太武五王、臨淮王伝中の元孝友の奏表中に、

令制、百家為党族、二十家為閭〔里〕、五家為比隣。

という一節がある。「二十家為閭」という現行本の文は「為閭里」と改正すべきであろうが、資治通鑑⁹⁵梁大同七年すなわち東魏興和三年（541）条には、「二十五家為閭里」とある。これらは周礼の例にしたがって、畿内を族・閭・比とし、畿外を党・里・隣としたもので、おそらく最初の三長制施行の時期から、この畿内外の名称の別はあったものと考えてよいであろう⁹⁶。戸数についていえば、通鑑の「二十五家」の方が周礼の制に近いし、後の隋に継承された制にも符合するので、25家の方が正しいかと思う。しかし、これらの戸数は太和十年施行の初期の制度とは異なっている。元孝友の発言は通鑑の示すように、東魏に入ってからのものではないかと思うが、それまで続いていた「令制」なるものがいつのものかについて、松本善海氏の太和十六年（492）令説、福島繁次郎氏の世宗正始元年（504）令説等⁹⁷、定説がない。私は令の改正が随時部分的に行われた蓋然性もあると考える⁹⁸。要するに今のところ断

魏晉南北朝および隋代の行政村と自然村

定はできないが、北魏王朝のいつごろからか、最初の三長制の戸数は改められたとみてよい。その改訂によって、三長制がモデルとした周礼の制により近づいたといえるであろう。

元孝友の奏表の目的は、免役等の特権をもつ三長の数を減らして、財政的負担を軽くすることにあったが、実行されなかった。そこで上記の令制が東魏・北齊初期まで行われたと思われる。その後隋書²⁴食貨志によると、北齊の河清三年（564）令が出て、

十家為比隣、五十家為閭里、百家為族党。

とする制度が行われるようになった。

西魏・北周については、周書²⁵蘇綽伝に、

減官員、置二長。

とみえ、東魏で実現しえなかった三長の削減が行なわれ、二長制になったという。その年次は蘇綽伝の叙述の順序が正しければ、大統十年（544）であったように思われる。蘇綽伝はこれに続けて六条詔書が施行されたことを述べ、そのなかに、福島氏も指摘するように²⁶、

爰至党族閭里正長之職²⁷。

とあって、二長とは党族の閭里の正・長であって比隣の正・長が省かれたものと考えられる。周書²⁸明帝記、元年（557）十一月丁巳詔に、

帝王之道、以寬仁為大。魏政有輕犯未至重罪、及諸村民一家有犯乃及數家而被遠配者、並宜放還。

とある「魏政」とは西魏の政治であって、比隣が廃止されたかわりに、自然村内で数家を連坐させる制度が行われていた模様である。

3) 自然村の行政的役割

以上のように魏晉南北朝では、自然村としての「村」とは別に、行政上の役割を果たすべき編戸組織（行政村）がおかれたのであるが、この時代は中央権力が弱体であったうえ、民間の集落に関係なく上から一方的におかれた行政村は、本来的に機能しにくい面があった。そこで時には自然村としての村が、行政的役割を負わされる場合がないではなかった。とくに中央権力がより弱体であった東晉・南朝において、そういう場合が多かったのは自然であろう。

晋書²⁹劉超伝には、劉超が東晉元帝時代に句容県令になったとき、「邨別」に函を設置して家産を申告させ、税をかけたことを記している。

常年賦税、主者常自四出、結評百姓家貲。超至、但作大函、邨別付之、使各自書家産、投函中、記送還県。百姓依実投上、課輸所入、有踰常年。

本来なら県・郷・里の役人を通して、民衆の資産の評価が行われたわけであるが、これは役人の手を通さずに、各家の申告納税に切りかえたのであって、劉超個人の政治にたいする信頼がもたらした特別な政策であった。また村はこの場合函がおかれる場所にすぎず、納税過程に村の機関がかかわったわけではない。

南齊書₄₀武十七王、竟陵文宣王子良伝によると、宋の時代、地方官を通さずに、直接台使が派遣されて徴税にあたった。この台使は村や県に宿泊し、各地でいばりちらして、村・里から搾取しようとした。

宋世元嘉中、皆責成郡県。孝武徵求急速、以郡県遅緩、始遣台使、自此公役勞擾。太祖踐阼、子良陳之日、前台使督遣切調、恒聞相望於道。及臣至郡（会稽郡）、亦殊不疎。凡此輩使人、股排詳慎勲順。……暮宿村県、威福便行。……摘宗断族、排輕斥重、脅遏津埭、恐喝伝郵。……一日数至、徴村切里、俄刻十催。……愚謂、凡諸檢課、宜停遣使。これによると、やはり本来は郡県が徴税に当たるのであるが、中央から派遣された使節が異常な徴税のしかたをしてまわったのである。かれらが村内に宿泊して、直接村人から徴集したからであるが、村がそれにとくに協力したわけではない。

南齊書₄₀沈文秀伝によると、唐寓之の乱が起こったとき、富陽県令の何洵が管下の魚捕村に命じて、その村の男丁を徴發して県城を防衛させたという。

富陽人唐寓之、僑居桐廬、父祖相伝、凶墓為業。……〔永明〕三年（485）冬、寓之聚党四百人、於新城水断商旅、党与分布近県。新城令陸赤奮・桐廬令王天愍棄県走。寓之向富陽、抄略人民、県令何洵告魚捕子邏主従系公、發魚捕村男丁防県。

邏主というのは邏丁すなわち見廻りの兵士をひきいるもので、「魚捕子（村の誤であろう）の邏主」とあるからは、村の自衛のための役人であろう。魚捕村の男丁はつねづねこの邏主にひきいられて、村の自衛に当たっていたのであろう。それゆえ邏主に命じてその部下を徴發させたもので、村落の自衛組織を緊急の際に利用したものと思われる。

南齊書₄₀海陵王紀、延興元年（494）十月癸巳の詔に、

諸県使村長・路都・防城直県、為劇尤深、亦宜禁断。

とある。嚴耕望氏はこの文を引いて「是れ村に長あり、路に都あり」というだけで⁹⁰、路・城の説明をしていないが、いずれも民間集落の名称ででもあろうか。南齊ではこれらを県に当直させることが相当広く行われていたのであろうか。詔によって禁止されたのであるから、公的な制度であったとは思われないが、村の行政への協力の一つではある。

前稿でも引いたが、南齊書₄₀武十七王、竟陵文宣王子良伝の子良の上表に次のようにいう。

京邑雖居都邑、而境壤兼跨、広袤周輪、幾将千里、……而民貧業廢、地利久蕪。近啓遣五官殷灞・典籤劉僧瑗、到諸県循履、得丹陽・溧陽・永世等四県解井村耆辞列、堪墾之田、合計荒熟有八千五百五十四頃、修治塘退、可用十一万八千余夫、一春就功、便可成立。

これら荒熟の田土の数や塘退修理に必要な労働力の計算は、県の解とともに、村耆つまり村の耆老、有力者の申告に俟っているのである。

梁書₂武帝妃、天監十七年（518）正月丁巳朔の詔では、「村司・三老及び余の親屬」をして「村内の官地・官宅」を申請させて、流民に土地を与えようとしている。

凡天下之民、有流移他郷、在天監十七年正月一日以前、可開恩半歳、悉聽還本、蠲課三

魏晋南北朝および隋代の行政村と自然村

年。其流遇過遠者、量加程日、若不樂還者、即使著土籍為民、准旧課輸。若流移之後、本鄉無復民宅者、村司・三老及余親屬、即為詣県、占請村内官地・官宅、令相容受、使恋本者還有所託。……並為条格、咸使知聞。

村司は前出の村長のことであろう。三老は前の村耆に当たるのであろうか。これらの人々が行政当局に協力しているのである。これは前の例とともに、いずれも土地に関する調査・申告であって、こういう場合には官製の戸数編制の郷里よりも、現地の地縁的な村を通してやる方が、効果があがったのであろう。

北朝の場合、三長・二長のほかに、村が行政にかかわったと思われる一つの例は、北史³¹高祐伝にみえる教化の機能である。すなわち彼が西兗州刺史になったとき、

乃県立講学、党立教学、村立小学。

ともあるもので、行政村の党にも学校を立てたが、民衆教育に当たる小学は村に立てたといっているのである⁽³²⁾。村にはもともと民間の学校があって村童を教えていたから⁽³³⁾、高祐の措置はそれにもとづいて行われたものと推測される。

高祐はさらに次のような治安維持のための措置をとったとされる。

又設禁賊之方、令五五相保、若盜発、則連其坐。

これは孝文帝のときであるから、「五五相保」は三長制下の比隣における五家連帯を指すのかもしれない。あるいは三長の制がまだ確立していなかったので、とくにこのような「方」を設けて、五家の連帯責任を確認する必要があったのかもしれない。しかし兗州地方はとくべつ盗賊が多かったらしい。魏書³⁴李崇伝によると李崇が兗州刺史になったとき、村ごとに鼓楼を置いて、諸村間の連絡に利用させた。

乃村置一楼、楼懸一鼓、盜発之处、雙槌乱撃。四面諸村始聞者搥鼓一通、次復聞者以二為節、次後聞者以三為節。各撃数千槌、諸村聞鼓、皆守要路。是以盜発俄頃之間、若布百里之内。其中險要、悉有伏人、盜竊始発、使爾擒送。諸州置楼懸鼓、自崇始也。

これは村が治安の維持に積極的に役立ったことを示すのであるが、あるいはこれも村の自衛組織と関連して効果を挙げたのかもしれない。

ところで西魏では、三長制を二長制に改め、比隣の制を廃止したため、自然村内で連帯責任を負わせることが行われていたことを、周書明帝紀によってさきに指摘した。これは明らかに行政村で欠けた行政的役割を、自然村に負わせた事例である。明帝紀の元年十一月丁巳詔をみると、北周王朝ができたおりに、このために連坐して流刑になった者に恩赦を与えている。しかし連帯責任の制度自体は否定されていないので、自然村内での連坐の制はなお続けられたのであろうと思われる。

以上の事例は、村が税役徴集、田土登録、民衆教化、治安維持等の行政上の役割を果たしたものであるが、西魏・北周の連坐の制を除いては、ほとんどが地方的もしくは臨時的な措置であって、国家によって制度化され、一律に施行されたことを確認できる例はない。ただ地方的・臨時的な例であるにせよ、村の力を借りなければならない場合が出てくるのは、この

時代の中央権力が弱かったこともあるが、行政村そのもののなかに、外から一方的に設けられたものであるため、民衆の実情を掌握するのに欠けた点があったということがあろう。そこで後の唐代になると、行政村の里に里正がおかれただけでなく、村にも村正（都市の場合には坊正）を置いて、行政村の役割を補完させることになった。村が行政上一定の役割を果たすことになったわけである。そうすると、前代の魏晋南北朝時代における地方的・臨時的な措置も、このような唐代の制度が作られる前提になったという点に、意義があったということができよう。

II 隋代行政村と郷正の問題

隋初の行政村落は、隋書₂₄食貨志に次のように出ている。

及頒新令、制人五家為保、保有長。保五為閭、閭四為族、皆有正。畿外置里正、比閭正、党長比族正、以相檢察焉。

これを表示すれば、次のようになる。

[畿内] 族（4閭）— 閭（5保）— 保

[畿外] 党（4里）— 里（5保）— 保

（100家 — 25家 — 5家）

「新令」といわれるのは、開皇二年（582）七月に頒布されたものであるが、一見してこれが三長制以来の北朝の制度をひきついだものであることがわかる。ただし西魏・北周では二長制になったのであるから、隋はどのようにしてこの3段階の制度を復活したのであろうか。隋は北周から出ながら北齊の制度をうけついだ点が多いといわれ、村落制度も同様であるという説があるが⁽¹²⁾、北齊河清三年令の100家—50家—10家という戸数編制をみると、隋初のそれとの間には大きな懸隔がある。西魏・北周の二長制の戸数編制については明確な記録がないが、北魏末には100家—20家もしくは25家—5家という編制があったと思われるから（前掲魏書元孝友伝）、それと隋初の編制を比較すれば、西魏・北周の二長は北魏のそれをほぼうけついだものと推測される。池田温氏は民国『定県志』に載せる定州安熹県魏七帝旧寺修寺記を引いて、開皇五年の段階まで「二長」が存在したことを指摘しているが⁽¹³⁾、これはむしろ開皇二年以後の二長が、北周の二長と変らなかったことを示唆するものではないだろうか。

開皇二年の令の村落制度が北周と違うのは、二長の下に5家を保とする制度が加えられたことである。5家を組織した隣組制度は、秦漢や南朝で伍といい、北朝では周礼にしたがって比・隣の話を用いたわけであるが、保という名称は新しい。しかしすでに周礼に「令五家為比、使之相保」とあって、比によってたがいに保証させるのだと言っており、北朝においても、前節に引いた北史高祐伝に「五五相保」の語があり、旧唐書₂₄王世充伝には「五家相保」の語があるところをみると、五家がたがいに保証しあうのだという観念が当時一般にあったために、保という名称が採用されるにいたったのではないかと思う。

ところが隋書₂₄高祖紀、開皇九年（589）二月丙申条に、

魏晉南北朝および隋代の行政村と自然村

制五百家為郷、正一人、百家為里、長一人。

とあるように、この年まったく新しい戸数編制の村落制度が施行された。これは正月に南朝の陳を併合したので、ここれを契機に施行されたものであるが、郷・里という名称といい、100戸を1里とする制度といい、南朝の制度を参照したと思われる。これが次の唐代に継続するものであることから、唐制を参照すれば、この里の下に前記の保の制度が継承されていたと考えられる。

このように郷・里の制度は南朝のそれを参照したと思われるが、500戸というような従来北朝になかった集落単位をつくり、そこに長をおかなければならなかったのには、隋朝固有の事情があったものと考えられる。その一つは、松本善海氏も指摘する「輸籍定様」の法との関連である⁽⁴⁴⁾。これは食貨志に、

高類久以人間課輸、雖有定分、年常徵納、除注恒多、長吏肆情、文帳出沒、復無定簿、難以推校。乃為輸籍定様、請偏下諸州。每年正月五日、県令巡人、各隨便近、五党三党、共為一団、依様定戸上下。帝從之。

とあるもので、通鑑はこれを開皇五年条に掲げるが、課役を納めるために戸籍に書き込む様式を、中央から地方へ下そうとするものである。この場合戸籍に書き込むのは税額や税目ではなく⁽⁴⁵⁾、上の食貨志の文に「定戸上下」とあるところをみると、戸等を決定して書き込むことを意味すると思われる。とすれば「定様」というのは、戸等を決定する基準を示したものではないかと思う。ここの戸等決定のために、五党・三党すなわち500戸・300戸を1団として行なわせようとした、これが500戸1郷制を制定する前提になったと考えるのである。唐代では戸等の決定を定戸といい、近年の吐魯番出土文書によれば、県令と郷城の父老らとが立ちあって定戸を実施したことが知られる⁽⁴⁶⁾。これによってみても、輸籍の法と郷の必要性との関連が浮かびあがるのである。

その二は、郷正設置を提案した蘇威が強調した民間の裁判を扱う官の必要である。これは隋書₂₈ 李徳林伝に、

威又奏置五百家郷正、即令理民間辭訟。徳林以為本廢郷官判事、為其里閭親戚、部斷不平、今令郷正專治五百家、恐為害更甚。

とあって、李徳林の反対論が並記されている。郷正をおくこと自体にたいする李徳林の反対理由はさらにあるが、ここには裁判管掌に関する反対の部分を引用した。この反対論にみられる「廢郷官判事」とは、隋書₂₈ 百官志に、開皇三年郡を廢止するとともに、州郡県の属僚の仕事を奪ってこれを郷官とよんだとあるのを意味しよう。そうするとあるいは蘇威の郷正設置案には、氣賀沢保規氏が推測するように⁽⁴⁷⁾、郷官に代わる在地有力者の権限を復活して、これを地方統治に利用しようとする意図があったのかもしれない。

ところが郷正に民間の訴訟を扱わせようと彼が言っている点に関しては、同じ李徳林伝に、十年、虞慶則等於関東諸道巡省使還、並奏云、五百家郷正、專理辭訟、不便於民。党与愛憎、公行貨賄。上仍令廢之。

とあって、翌開皇十年虞慶則らの上奏によってその権限が停止されたことが知られるのである。ここに「令廢之」とあるのが、郷正自体を廃止したのでなく、郷正がその後も存続したことが明らかであるから、郷正に与えられた裁判管掌権の廃止であることはいうまでもない⁽¹⁶⁾。この廃止の理由として虞慶則が言っている点は、前年李徳林が反対したのとまったく同じであって、郷正が在地の有力者であってみれば、個人的なコネによる不公平や賄賂が横行したというにある。

第三に郷正・里長の記事は、貌閔との関連で出てくる。貌閔は唐代では定戸とも関連して、定期的に行われたのであるが、隋代では開皇年間と大業五年と2回の記事がある。前者は食貨志の開皇三年以降の条に、

是時山東尚承齊俗、機巧姦偽、避役隋遊者十六七。四方疲人、或詐老詐小、規免租賦。高祖令州縣大索貌閔、戸口不實者、正・長遠配、而又開相糾之科。大功已下、兼令析籍、各為戸頭、以防容隱、於是計帳進四十四万三千丁、新附一百六十四万一千五百口。

とあるもので、通鑑はこれを開皇五年とする。後者は隋書⁶⁷裴蘊伝に、

于時猶承高祖和平之後、禁網疎闊、戸口多漏。或年及成丁、猶詐為小、未至於老、已免租賦。蘊歴為刺史、素知其情、因是条奏、皆令貌閔。若一人不實、則官司解職、郷正・里長皆遠流配。又許民相告、若糾得一丁者、令被糾之家代輸賦役。是歲大業五年也。諸郡計帳、進丁二十四万三千、新附口六十四万一千五百。

とある。志田不動磨・礪波護両氏はこの両記事を比べて、両者の類似に注意し、貌閔は大業五年(609)一回だけのこととしたが⁽¹⁷⁾、開皇三年ないし五年の時点では「正・長」はまだ存在しないのだから、その点からも両氏の結論が正しいように思われる。貌閔は地方官が民衆の一人一人を首実検するのであろうが、その結果郷正・里長の責任が問われている。郷正・里長は州・県の下部におかれて、この貌閔の折にかぎらず、平生から戸口の把握・登録に責任を追わされていたのであろう。

上の食貨志の貌閔の記事には、旧北齊領であった山東方面で戸口登記の混乱と租税の脱漏が多いことが記されており、郷正の裁判管掌による弊害も、関東諸道巡省使によって摘発されている。この弊害をあらかじめ指摘した李徳林は山東博陵の下級貴族で、山東の状況を熟知していたとみられる。そこで気賀沢保規氏は、郷正設置が旧北齊領の山東統治に力点をおいたものと強調された⁽¹⁸⁾。たしかにいわゆる関隴集團出身の隋にとって、山東統治が重要な課題であったことは疑いないが、上記の史料が示すところは、郷正設置の結果が山東方面においてとくに弊害をあらわしたという点であって(食貨志貌閔の記事はあらかじめ山東で混乱があったようにみえるが、これを大業五年の誤とみれば、やはり郷正設置後にあたる)、設置の提案者である蘇威のねらいが、その方面の統治にあったとまでは言えないように思う。隋代における山東の問題は、気賀沢氏の隋代研究の一貫したテーマであるが、郷正に関してはこの点を強調しすぎるように思われる。

気賀沢氏のもう一つの強調点は、郷正が中央権力の末端である県の機構と直結しており、郷

魏晉南北朝および隋代の行政村と自然村

民と利害を共有する立場になかったという点である。北朝の三長がさきに述べたように、自然村の指導者であったのにたいし、500戸を管する郷正は、多くの場合複数の自然村を統轄する地域の有力者であったと思われる。唐代では100戸を管する里正でさえ、州県の手先になる傾向が多かったのであるから、郷正がそれ以上に州県に直結する傾向をもつのは自然であろう。ただ気賀沢氏の挙げる金石文等の例は、権力者と特殊な関係にあって出世しえた郷正の例が多かったのではないかと思われ、これらが郷正一般を代表するかどうか疑問がないではない。郷正はその地位から州県の統治側に片寄ることは避けられないと思うが、それは彼らが郷里の有力者であることを否定するものではない。郷正・郷長は唐代にうけつがれるが、貞観十五年(641)をもって廃止されることになる。廃止後は郷の耆老・父老が地域を代表するようになる。郷正も元来はこのような階層に属する人々であったのであるが、それを郷正なる地位に任命することによって地方統治の末端におくことが、郷正設置のねらいであったことはまちがいない。

注

- (1) 岡崎文夫『魏晉南北朝通史』(弘文堂,1932) 579~81頁では、漢代までの里には一定の戸数がなく、晋制にいたって戸数編制の集落が作られたと言われている。漢代の里の戸数についてはたしかに諸説があるが、現実の規模はともかく、里が一定の戸数から成っていたという観念はあったと思う。それは里が土地とは関係なく専ら戸口から成り立つということと関係あろう。それにたいして晋制は、戸数が一定しない地縁的な村落を統治できるよう規定されていて、そこに新しい時代に即応している点がある、というのが私の考えである。これは後の唐戸令における村正の置き方と同様である。
- (2) 北朝の例であるが、北史³³李愔伝に、「与従兄普濟並应秀才举、時人謂其所居為秀才村」とあるのは、民間の呼び名であるから村を対象としたのは当然であろう
- (3) 朱自清「陶淵明年譜中之問題」『朱自清文集』第三冊、上海、開明書店、1953、北京大学・北京師範大学中文系教師同学編『陶淵明研究資料彙編』北京、中華書局、1962に再録。廖仲安著・上田武訳注『陶淵明伝』汲古書院、1987、補説220頁。
- (4) 船越泰次「唐代均田制下における佐史・里正」『文化』31-3、1967。当時農村の上層部にかかる農民が台頭してきた情勢は、次の時代の隋末農民反乱の指導者層や、武韋の政權奪取を支持した新興地主層等をみれば明らかであろう。
- (5) 松本善海「北朝における三正・三長両制の関係」『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社、1961、同氏著『中国村落制度の史的研究』岩波書店、1977。
- (6) 松本善海「北魏における均田・三長両制の制定をめぐる諸問題」『東洋文化研究所紀要』10、1956、前掲書所収、とくに294頁。福島繁次郎「北齊の村落制」『滋賀大学学芸学部紀要』6、7、1956-57、同氏著『中国南北朝史研究』教育書籍、1962、とくに320頁以下および394頁。ただし

- 正始元年には律のみ施行されて、令は直ちには実施されなかった。福島氏はこれが肅宗末の孝昌(525~27)以後、孝静帝の天平三年(536)以前に実施されることになったという。
- (7) 堀敏一「中国における律令法典の形成——その概要と問題点——」唐代史研究会報告V「中国律令制の展開とその国家・社会との関係」刀水書房、1984、中文訳『大陸雜誌』71-1、1985。
- (8) 福島繁次郎「北周の村落制」『滋賀大学学芸学部紀要』5、1956、福島前掲書所収。
- (9) 嚴耕望『中国地方行政制度史』上編三(魏晉南北朝地方行政制度上冊)台北、中央研究院歴史語言研究所、1963、349頁。
- (10) これよりさき晋書¹¹⁰慕容儁載記に、前燕の僞治下で「僞立小学于顯德里、以教育子」という例があるが、これは国都鄴の城内に立てて、慕容氏の貴族の子弟を教えたのである。
- (11) 白香山集序、因話録⁶羽部、太平広記⁴¹田先生、同⁷⁶郷校叟、同³⁵⁸齊推女、同⁴⁹⁴修武県民等に村校・村学・郷校・小学等の語が出る。これらはいずれも唐代の例であるが、魏晉南北朝でもそのようなものがあつたであろう。
- (12) 氣賀沢保規「隋代郷里制に関する一考察」『史林』58-4、1975。
- (13) 池田温『中国古代籍帳研究 概観・録文』東京大学出版会、1979、42頁。
- (14) 松本善海「郷保組織を中心としたる唐代の村政」『史学雜誌』53-3、1942、松本前掲書、379~80頁。
- (15) 氣賀沢前掲論文。
- (16) 池田前掲書、67頁。『吐魯番出土文書』第9冊、北京、文物出版社、1990、97~100頁。
- (17) 氣賀沢前掲論文。
- (18) 松本前掲論文、382頁。
- (19) 志田不動磨「北朝時代の郷党制」『史潮』5-2、1935。礪波護「隋の貌閩と唐初の食実封」『東方学報』37、1966、礪波著『唐代政治社会史研究』同期舎、1986。
- (20) 氣賀沢前掲論文。

(ほり としかず)